

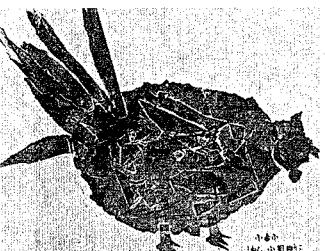
▲宮 隆 (結小・6年)



▲土橋ゆみ子 (二小・3年)



▲荒木隆一郎 (金津小・6年)



▲小田ゆう子 (小合小・1年)



▲土田加奈子 (新関小・1年)



▲横山健彦 (金津小・4年)



▲寺島達也 (一小・4年)



▲井野貴子 (阿賀小・3年)



(満日小・4年)



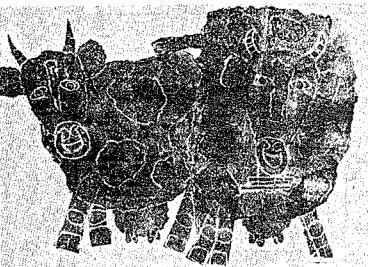
▲吉田和恵 (小合東小・4年)



▲吉原美幸 (市之瀬小・3年)



▲わくいだいすけ (一小・1年)



▲松川加代子 (阿賀小・2年)



農業者年金の受給者のみなさん

現況届の提出を忘れずに

「経営移転年金」の受給者

のみなさんは「現況届」を今

月末日までに農業者年金基金へ提出してください。——現況届を提出されませんと、今年も引き続き年金を受給する

ことができなくなります。忘れてはなりません。忘れてしまふと、現況届を必ず提出しなければなりません。

今回、現況届を必ず提出しない人は、昭和五十五年三月三十一日までに裁定を受けた受給者です。

ただし、次のような人は今年の現況届を提出する必要はありません。

●年金の支給が停止されて、いる人。

●昭和五十五年四月一日以後に支給停止が解除された人。したがって、初めて受けられるようになつてから一年を過ぎていない、昭和五十五年四月一日以後に裁定された人は今年の現況届を提出する必要はありません。

たゞ、次のようないふ人は、今年の現況届を提出する必要があります。

●自動車を手放した人。すでに手放した車や、車検切れのまま乗らずに放置している自動車にも税金がかかるです。ご注意ください。

●財務事務所からお知らせ正規の手続きを忘れていると、自動車をお持ちらせます。ご注意ください。

たゞ、このように自動車に係る移転、まつ消手続きの未了のためのトラブルを防ぐために次のように注意を呼びかけています。

このようなことは、自動車の戸籍といわれる登録のまつ消手続きがなされないために起こります。——自動車店に下取りに出した場合は、まつ消転の手続きも

かります。ご注意ください。

たゞ、このように自動車にも税金がかかるです。ご注意ください。

とき

とき